

仕 様 書

札幌市（以下「委託者」という。）と複写サービス提供者（以下「受託者」という。）とで契約を締結する複写機による複写サービスの仕様について、次のとおり定める。

（複写サービス契約の趣旨）

- 1 この複写サービス契約は、受託者が複写サービスによる複写品を提供するに際し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、及び複写サービスに必要な消耗品（用紙を除く。）を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うものとする。

（設置台数及び設置場所）

- 2 設置台数及び設置場所は、次のとおりとする。
 - (1) 設置台数 2 台
 - (2) 設置場所 交通局事業管理部総務課
(厚別区大谷地東2丁目4番1号 交通局本局庁舎3階指定場所)

（契約期間）

- 3 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 4 単年度契約とし、自動更新は行わないものであること。

（設置機種）

- 5 複写方式は、乾式静電転写方式であること。
- 6 型式は、コンソールタイプ（据え置き型）であること。
- 7 25%から400%のズーム幅を確保していること。
(自動原稿送り装置使用時は定型サイズ間の拡大縮小で可)
- 8 自動両面複写ができること。
- 9 オフセットやパンチ、ステープル止め等の機能を有するフィニッシャートレイを装備していること。
- 10 A4サイズの場合で150部数以上のステープル能力を有していること（年間のホチキス止めの本数は、5,000本/台程度）。
- 11 月間の複写枚数が1台につき最高40,000枚の場合において、良好な複写品を安定して供給することができること。（年間複写予定枚数328,000枚、設置台数2台）。
- 12 手差し給紙を除く給紙は、前面給紙方式とし、4段トレイ（A4縦のトレイを複数、A4横、A3のトレイ）以上を装備し、本体と合わせ7,000枚以上の給紙が可能であること。
- 13 原稿が同時に70枚までセットできる自動（両面）原稿送り装置を装備していること。
- 14 複写速度は、A4横（短辺送り）で1分間70枚以上であること。

- 15 ファーストコピータイムは3.2秒以下であること。
- 16 複写機は、令和7年4月1日に正常に稼働できるように設置しなければならない。また、契約期間終了後は、速やかに撤去しなければならない。
- 17 設置する複写機は、必ずしも「工場出荷品（新品）」であることを要しないが、エコマーク認定品であること。
- 18 設置する複写機については、受託者の費用で動産総合保険に加入するものとする。

（複写サービス料金）

- 19 複写サービス料金は、複写機1台毎に複写品1枚当たりの単価を定める。
- 20 月間最低複写サービス料金又は月間基本複写サービス料金の設定は行わない。

（複写サービス料金の支払い）

- 21 複写サービス料金の支払いは、次のとおりとする。
 - (1) 複写サービス料金は、1カ月間の複写枚数に複写品1枚当たりの単価（消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨て）とする。
 - (2) 1カ月間の複写枚数の算出にあたっては、1カ月間の総複写枚数から、受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機器の保守により使用した複写品の枚数を控除するものとする。

（複写機の保守及び消耗品の供給）

- 22 受託者は、複写機を常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。
- 23 受託者は、複写機が故障した場合は、委託者の請求により、直ちに技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 24 受託者の作業の実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者受託者協議のうえこれを行うものとする。
- 25 受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回又は委託者の通知に基づき、複写質維持のため受託者が必要と認めたときは、感光体、デベロッパー等の消耗品を取り替えるものとし、また、その他の消耗品で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。

（その他）

- 26 供給電力100V15A

担当課 交通局事業管理部総務課
担当者 能代谷 TEL896－2708